

2023年度 東広島市教育委員会主催・広島大学マスターズ共催市民講座

## 「市民生活に身近な法律問題」実施報告

広島大学マスターズ会員 鳥谷部 茂

市民講座「市民生活に身近な法律問題」（2024年2月3日、10日、17日、24日の各土曜日 13:30～15:00 の計4回）が無事終了した。受講登録者は24名で、出席者数は毎回18～21名であり、レジュメと資料を配布し、受講者と意見交換をしながら下記テーマについて理解を深めた。これまでにない多くの参加者で、いずれの回も受講者から沢山の熱心な質問等があった。

### 第1回 災害弱者への支援

本年初日に能登半島地震が発生し多大な被害が発生している。2024年2月2日現在死者240人（災害関連死15人含む）負傷者1181人、住家被害4万9440棟が発生。高齢者や若年者の被害が多い。今回の講座では、1. 災害弱者とは、2. 被災者の避難、3. ボランティア活動、4. 南海トラフ巨大地震、5. 東日本大震災10年目の教訓について説明し、参加者と一緒に考えた。特に、東日本大震災からの課題として、障がい者・高齢者等の被災者・災害関連死・孤独死が圧倒的に多く医療・介護・見守り等の対応が重要であること、住民が避難先の都市から戻らず復興の妨げになっていることを理解した。

### 第2回 同時死亡の推定

相続人関係にある複数の者が震災や事故、病気等で近接した時刻に死亡した場合、複数の相続人の相続分に差異が生ずるときがあり、醜い遺産争いが起こる可能性がある。伊勢湾台風（昭和34年、死者行方不明者5101人）等を契機として、昭和37年に民法32条の2が新設された。この条文は全ての事故・災害で死亡の前後が不明の場合に適用される。その結果、当該相続人間では相続の効力が発生せず、冷静な行動が求められる。関連する裁判例を紹介し、配偶者を受取人と指定する場合と遺贈の民法994条1項との比較で公平性・平等性について理解を深めた。

### 第3回 法人制度改革

「官から民へ」への流れの中で、「民間が担う公益」をわが国の社会経済システムとして積極的に位置づけ、公益法人制度を抜本的に見直す公益法人制度改革3法が平成18年5月に成立。公益法人制度改革の目的は、第1に、「官と民の相互不信又は癒着」の排除、第2に、公益目的のための社会貢献や非営利活動の保障、第3に、企業の資金調達と責任財産の分離を保障することにあった。国費による政党助成金は別として、法人や団体からの政治献金について、高度経済成長期以降の民法上の根拠を整理した。最高裁大法廷昭和45年6月24日の判決は、緩やかに民法34条の法人の「目的の範囲内」の行為とした。他方、公的な団体が政治献金を寄付することは最判平成8・3・19（税理士会）、最判平成14・4・25（司法書士会）では、法人の目的の範囲外として効力を有しないとされた。

### 第4回 悪質不動産取引（原野商法，地面師詐欺等）

最近も特殊詐欺が新聞・テレビで度々報道されている。若年成人には1日100万円等として闇バイトに誘惑する。他方、1人住まいの高齢者に対しては数人がかりで巧妙な特殊詐欺による高額な金銭の詐取等である。背後に反社の関与があり、一旦巻き込まれると抜けられない恐怖がある。今回の講座では、悪質不動産取引等の実態（原野商法，造成地商法，なりすまし登記，原野商法二次被害，地面師詐欺，不当勧誘等の手口）と裁判例を紹介し、従来の意思表示の瑕疵論のみでは効果は期待できず、意思形成過程への対策・法整備（専門家の関与，公正証書制度等）が必要であることを提案した。

以上